

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設への入所やショートステイを利用されている方のうち、低所得の方を対象に、申請により食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減する制度です。※申請をしない場合でも、施設への入所は可能です。

【この制度の対象となるサービス】

【入所】 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院
地域密着型特別養護老人ホーム

【短期入所（ショートステイ）】（介護予防）短期入所生活介護・
（介護予防）短期入所療養介護

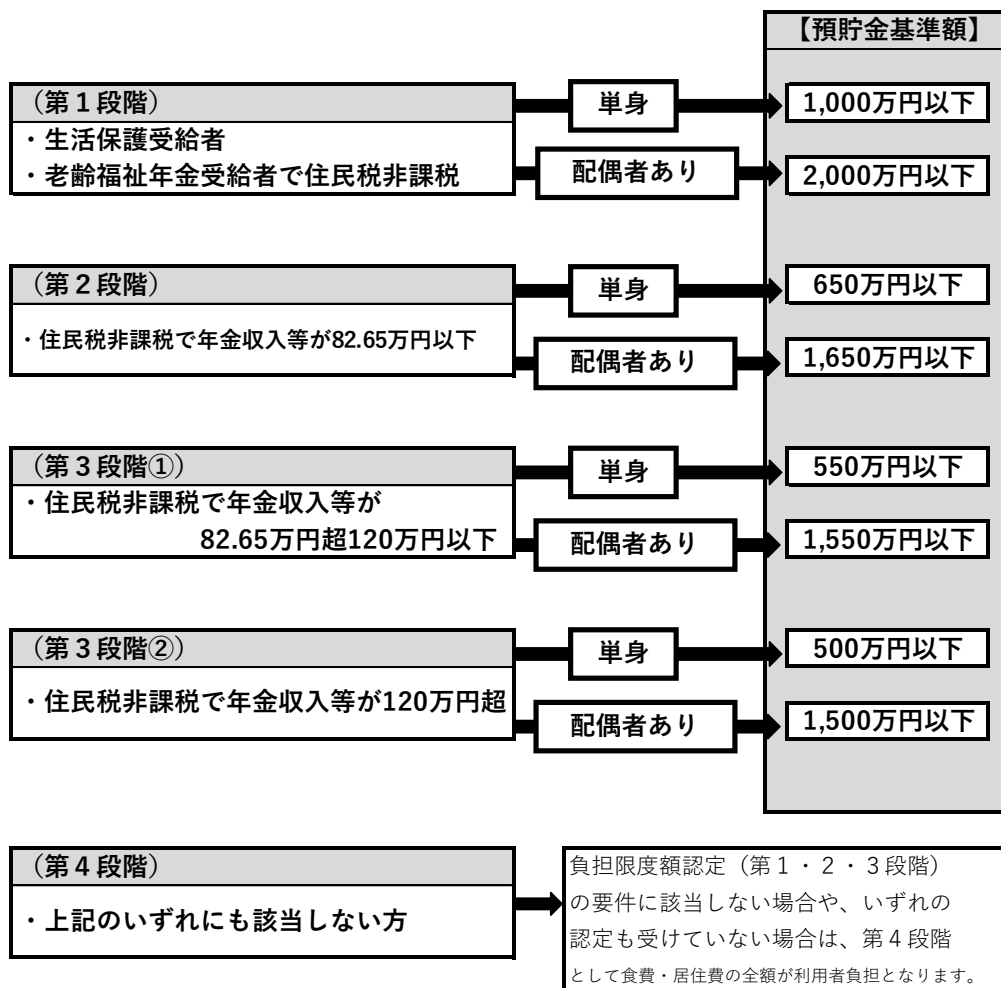
★上記以外のサービス（有料老人ホーム、デイサービス、グループホームなど）は対象ではありませんのでご注意ください。

【以下の3つの要件を全て満たす必要があります】

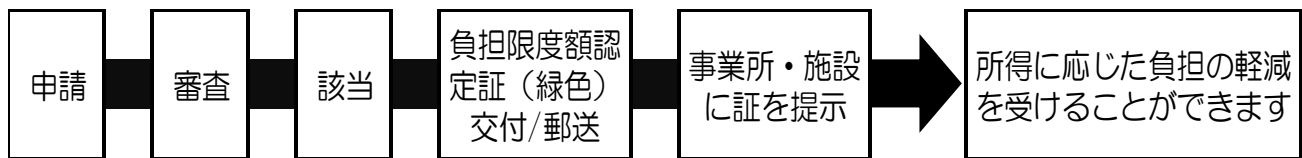
1 本人及び世帯全員が市町村民税非課税であること

2 配偶者が市町村民税非課税であること

3 預貯金基準額が以下の条件を満たすこと



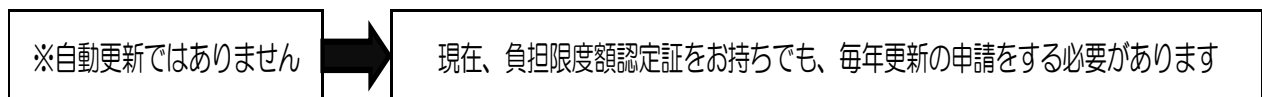
【負担限度額認定証の交付について】



◎認定期間

申請のあった月の初日から翌年（1月以降の申請は同年）7月31日まで

【負担限度額証の更新について】



※有効期間内でも、認定の要件に該当しなくなった場合（市町村民税課税世帯への転居等）は失効となりますので、速やかに負担限度額認定証を返却してください。

今 治 市

申請に必要なもの・方法は別紙をご確認ください

申請について

※代理人による申請が可能です。※申請は窓口・郵送で可能です。

◆申請に必要なもの(①～③)◆

①介護保険 被保険者証 (オレンジ色 三つ折のもの) ※コピー可



②介護保険 負担限度額認定申請書 (記入例を参考にしてください)

③申請者の身分証明証

本人が申請する場合	代理人(ご家族等)が申請する場合
<p>●本人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 顔写真つき身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど</p> <p><input type="checkbox"/> 顔写真なし身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば、介護保険被保険者証のほかに1点 医療保険保険者証、年金手帳など</p>	<p>●代理人の身元確認書類 次のうち、いずれかの書類をご用意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 顔写真つき身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど</p> <p><input type="checkbox"/> 顔写真なし身元確認書類(官公署発行のものに限る) ならば2点 医療保険保険者証、介護保険被保険者証、 負担割合証、年金手帳など</p>

以上

◆預貯金について◆

申請書の資産欄に金額を記載する預貯金等には、以下のものが含まれます。

預貯金等に含まれるもの
預貯金 (普通預金、定期貯金、定期積立など)
有価証券 (株式、国債、地方債、社債など)
出資金
金、銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
投資信託
現金(タンス預金など)
負債(借入金、住宅ローンなど)

(参考) 預貯金等に含まれないもの

- ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・ 絵画、骨董品、家財など
- ・ 不動産

※負債がある場合には、預貯金額等から差し引きします。

ただし、個人名義であっても、自営業者などの事業にかかる借用証書は負債とみなしません。

◆非課税年金について◆

平成28年度から、負担軽減を受ける際の負担段階の判定基準に、非課税年金収入額についても勘案されるよう変更されています。

非課税年金とは、日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。

判定の対象となるもの	判定の対象にならないもの
年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金の他、例えば「寡婦」「かん夫」「遺児」「母子」「準母子」と印字された年金も遺族年金として判定の対象になります。	左記に該当しない年金の他、弔慰金・給付金、恩給などは、「遺族」「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象とはなりません。

◆更新受付期間◆

令和8年 6月 1日（月）～ 令和8年 8月 31日（月）

◆更新申請の交付時期◆

	受付期間	交付時期
第1回	令和8年 6月 30日（火）まで	令和8年 7月 17日（金）予定
第2回	令和8年 7月 31日（金）まで	第1回交付後、随時

※ 受付終了後も8月 31日（月）までは更新のための申請を受け付けます。9月 1日（火）からの更新申請は受け付けられません。受付終了後の申請は、更新申請ではなく新規申請となり、8月の食事費・居住費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

※ 負担限度額認定証の認定期間の終了日（7月 31日）までに新しい負担限度額認定証が必要な場合は、6月 30日（火）までに申請をお願いします。

◆決定通知書及び負担限度額認定証の郵送先◆

郵送先⇒本人の住所地

（申請日までに送付先変更の届出のある場合は、その送付先住所）

◆事業所（入所施設等）への申請委任について◆

※ 事業所（入所施設等）に対して、口頭又は文書により、個別に申請の委任を行った場合は、事業所が申請を代理で行うことができます。この場合、決定通知書は住所地に送付し、負担限度額認定証のみ直接事業所にお渡ししますので、ご了承ください。

事業所（入所施設等）への委任については、各事業所にご確認ください。

◆注意事項◆

- 配偶者の条件について、夫婦のどちらかが施設に住所を移している場合など、本人と配偶者が別世帯である場合でも、配偶者が市町村民税非課税である必要があります。婚姻届を提出していない事実婚の場合も、配偶者として取り扱われます。ただし、DV防止法に定める暴力があった場合や行方不明の場合などは、配偶者については勘案されません。
また、内縁関係の配偶者については、配偶者として勘案されます。
- 本人と配偶者の預貯金等の金額が基準額を超えた場合など、対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに今治市 介護保険課まで連絡してください。
- 必要に応じて、銀行等に口座情報等の照会を行います。その場合、負担限度額認定の手続きに通常よりも時間が必要となりますので、ご了承ください。（約1～2か月程度）
- 対象要件に該当しないことを知りながら、又は虚偽の申告によって不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。
- 成年後見人による申請について
 - ① 申請書オモテの被保険者氏名欄は、被保険者本人の氏名のみの記入または、被保険者本人の氏名と成年後見人の氏名を連名で記入のどちらでもかまいません。
 - ② 申請には、代理権等を持っていることが確認できる書類の写しの添付が必要です。

◆申請先・問い合わせ先◆

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所 介護保険課 介護保険係
(本庁第2別館1階)

TEL : (0898) - 36 - 1526 (直通)

FAX : (0898) - 34 - 5077

又は各支所住民サービス課

<受付時間は、本庁・支所ともに開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで>